

指定地域密着型サービス事業所 管理者様  
指定地域密着型介護予防サービス事業所 管理者様  
指定居宅介護支援事業所 管理者様  
指定第1号事業所 管理者様

紀の川市福祉部高齢介護課長  
(公 印 省 略)

新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更に伴う人員基準等に関する  
臨時的な取扱いについて（通知）

平素は、紀の川市介護保険事業にご理解とご協力をいただき、誠にありがとうございます。  
す。

さて、新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取  
扱いについては、「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の  
臨時的な取扱いについて」（令和2年2月17日付厚生労働省老健局総務課認知症施策推進  
室ほか連名事務連絡）、紀の川市内居宅介護支援事業所に対しては、令和2年3月11日付  
事務連絡「新型コロナウイルス感染症対策のための臨時的な取扱いについて（通知）」及び  
介護予防・日常生活支援総合事業指定事業所に対しては、令和2年3月17日付「新型コ  
ロonavirus感染拡大防止のための介護予防・日常生活支援総合事業所業務に関する臨時  
的な取扱いについて（通知）」でお示ししているところです。

今般、コロナ特例事務連絡における人員基準等の臨時的な取扱いについて、新型コロ  
onavirus感染症の「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年  
法律第114号。）上の位置づけの変更後（令和5年5月8日以降）においては、令和5年  
5月1日付厚生労働省老健局高齢者支援課ほか連名事務連絡のとおり取扱いとなりました  
ので、通知します。今後の取扱いについて十分注意願います。なお、通知が遅くなりま  
したことをお詫びします。

○ 参考：厚生労働省ホームページ 介護事業所等における新型コロナウイルス感染症  
への対応等について

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431\\_00089.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00089.html)

※上記ホームページ中に「6.介護サービス事業所の人員基準等の人員、施設・設備及び運  
営基準等の臨時的な取扱いに関する事項」の第1報から第27報までの事務連絡が掲載さ  
れています。

紀の川市役所福祉部  
高齢介護課 介護保険班・総合事業班  
TEL：0736-77-0980 FAX：0736-79-3926